

事業系廃棄物の適正処理および罰則

適正処理のルールを守らないと罰則を受ける場合があります

事業系廃棄物を家庭ごみとして処理することはできません

廃棄物処理法第16条及び第16条の2

事業系廃棄物を家庭ごみの集積所に出すことは、自らの責任で処理していることにあたりません。また、不法投棄とみなされ、廃棄物処理法違反になる場合があります。

- ▶ 違反内容 … 廃棄物の投棄禁止違反
- ▶ 罰 則 … ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
・ (法人) 3億円以下の罰金



廃棄物を野焼きしたり、みだりに捨ててはいけません

廃棄物処理法第16条及び第16条の2

廃棄物を適法な施設以外で焼却したり、みだりに捨てたりする行為は、廃棄物処理法違反になります。

- ▶ 違反内容 … 廃棄物の投棄禁止違反
- ▶ 罰 則 … ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
・ (法人) 3億円以下の罰金



許可を持っていない業者に処理させてはいけません

廃棄物処理法第6条の26項

廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しましょう

- ▶ 違反内容 … 委託基準違反
- ▶ 罰 則 … ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金



事業系ごみ（一般廃棄物）の搬入・連絡先



環境センター 所在地 〒856-0815大村市森園町1470番地
TEL 0957-54-3100
FAX 0957-52-8683

事業系ごみ（一般廃棄物）搬入について

料 金	100kgまで600円
	100kgを超えた場合、50kgごとに300円加算 (令和元年8月現在)
時 間	平日 8:30 ~ 11:30 / 13:00 ~ 16:45
	土曜 8:30 ~ 11:30
	日曜・祝祭日 休み